防災街づくりニュース

第4号 (令和4年 10月)

【発行】世田谷区 砧総合支所 街づくり課

東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による

「新たな防火規制」の区域に指定されます

日頃より世田谷区の街づくりにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

船橋一丁目は、東京都が平成30年2月に公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第8回)」において、災害時活動困難度を考慮した火災危険度の評価が5段階評価のうち、2番目に危険度が高い4にランクされ、震災時における危険性が指摘されています。このため、世田谷区では、地区の皆様のご意見を伺い、建築物の不燃化を進め、街全体の防災性の向上を図る手法として、「新たな防火規制」の区域指定に向け検討を進めてまいりました。

本年3月には「新たな防火規制」区域指定案説明会を開催しました。また、案について縦覧及び意見書の受付も行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

今後、船橋一丁目全域が「新たな防火規制」区域として指定され、以下のとおり施行される予定ですのでお知らせします。

施行日:令和4年12月1日(予定)

※施行日以降に着手する建築行為から適用されます。

指定区域

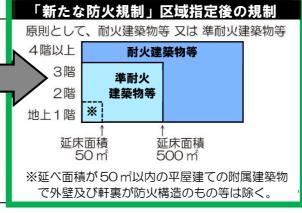
指定区域は、船橋一丁目全域(右図参照)です。

「新たな防火規制」区域指定後の制限について

「新たな防火規制」区域指定の施行後に、区域内で建替えや新築を行う場合は、原則として、すべての建築物について準耐火建築物以上の性能が求められ、下の表右側の制限が適用されます。



指定前の防火規制(準防火地域) 4階以上 耐火建築物等 3階 準耐火建築物等 2階 防火構造等 地上1階 延床面積 延床面積 500 m² 1,500 m² 延床面積とは建物の 延床面積 各階の床面積を合計 した面積のことです。 (a+b)





「新たな防火規制」区域指定案説明会の報告

令和4年3月25日(金)、26日(土)の両日、「新たな防火規制」区域指定案説明会を船橋まちづくりセンターにおいて開催しました。説明会でいただいた主なご質問をご紹介します。

質問	回答
	土地の評価は区域内に存在する建物によ
新たな防火規制区域指定後、土地評価や資産	って判断されるものではなく、宅地の奥行、
価値はどのようになるのか。	形状等により算出されています。資産価値に
	直ちに影響を及ぼすものではないと考えて
	います。
建築物の耐火に関する助成制度はあるのか。	木造住宅密集地域など建替えが進んでいな
	い地域で建替えを行う際には、建物の耐火に
	関する助成を受けられる場合がありますが、
	本地区は一定程度建替えが進んでいるため、
	上記のような助成制度はありません。
	一方、区では建築物の耐震化等に関する助
	成制度がありますので、条件が整った場合に
	ご活用いただくことが可能です。

「新たな防火規制」の適用対象について

船橋一丁目において区域指定の施行日以降に建築物の新築、一定規模以上の増築または改築を 行う際には、「新たな防火規制」が適用されます。

建築行為を伴わない既存の建物には、「新たな防火規制」は適用されません。

説明会で皆さまからいただいた上記以外のご質問・ご意見については、区ホームページで紹介しています。これまでの防災街づくりニュースや説明会資料も掲載しています。

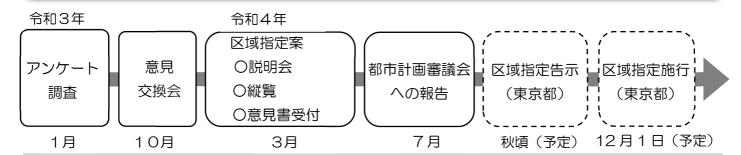
Q 船橋一丁目 防災街づくり

検索



二次元コード

これまでの経緯と今後の予定



■ お問合せ先 ■

世田谷区砧総合支所街づくり課(担当:片岡、井口、三宅)

〒157-8501 東京都世田谷区成城6-2-1

電話:03-3482-2594(直通) FAX:03-3482-1471